

# 令和3年12月定例会 資料

長浜市教育委員会



## 令和3年12月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和3年12月23日(木) 午後4時00分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
11月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議  
議案第36号 長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正  
について

日程第5 協議・報告事項  
(1) 令和3年長浜市議会12月定例会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

### 3. 閉 会

令和4年1月教育委員会定例会開催日程 1月27日(木) 午後1時30分～

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第36号

件 名：長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について

### 第1 提出理由

預かり保育が利用できる対象者は、保育所および認定こども園長時部と同様に「保育の必要性の認定を受けている方」のみとしてきた。

保護者が、就労や傷病、看護等で一時的に児童の保育ができない場合においても、預かり保育が利用できるよう対象者を拡大するもの。

### 第2 要点

第2条の条文を改め、対象者に就労や傷病、看護等で一時的に児童の保育ができない場合の要件を追加する。

第3条に、一時的に児童の保育ができない場合の利用限度を定める。

### 第3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和3年12月23日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（令和2年長浜市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 預かり保育を利用することができる子どもは、長浜市立学校の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第184号）第5条に規定する幼稚園（長浜南認定こども園は除く。）に在園する園児であつて、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 一月において、64時間以上労働することを常態とすること。
- （2） 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （3） 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （4） 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- （5） 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （6） 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- （7） 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法

律第 47 号) 第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (8) 一月において、48 時間以上 64 時間未満労働することを常態とすること。
- (9) 疾病、介護その他やむを得ない事由により、緊急的又は一時的に保育ができない状態にあること（第 3 号及び第 4 号に該当する場合を除く）。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして教育委員会が認める事由に該当すること。

第 11 条を第 12 条とし、第 3 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(利用限度)

第 3 条 保護者のいずれも又はいずれかが前条第 8 号に該当する場合には、一月当たり 10 日、前条第 9 号に該当する場合は、一月当たり 5 日を上限に利用できるものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p><b>第2条</b> 預かり保育を利用することができる子どもは、長浜市立学校の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第184号）第5条に規定する幼稚園（長浜南認定こども園は除く。）に在園する園児であつて、<u>その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>一月において、64時間以上労働することを常態とすること。</u></p> <p>(2) <u>妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p>(3) <u>疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</u></p> <p>(4) <u>同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</u></p> <p>(5) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>(6) <u>求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</u></p> <p>イ <u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</u></p> <p>(8) <u>一月において、48時間以上64時間未満労働することを常態とすること。</u></p> <p>(9) <u>疾病、介護その他やむを得ない事由により、緊急的又は一時的に保育ができない状態にあること（第3号及び第4号に該当する場合を除く）。</u></p> <p>(10) <u>前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。</u></p> <p>(利用限度)</p> <p><b>第3条</b> <u>保護者のいずれも又はいずれかが前条第8号に該当する場合には、一月当たり10日、前条第9号に該当する場合は、一月当たり5日を上限に利用できるものとする。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p><b>第2条</b> 預かり保育を利用することができる子どもは、長浜市立学校の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第184号）第5条に規定する幼稚園（長浜南認定こども園は除く。）に在園する園児であつて、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に該当するものとする。ただし、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5第9号に該当するものは除く。</u></p>

## 令和3年長浜市議会12月定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

## ◆個人質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
藤井 登	<p>令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、小学校では全国との正答率の差は広がり、中学校では全国との差が縮まったと認識している。</p> <p>今後の学力向上に向けての教育施策や授業改善の内容について問う。</p> <p>また、次年度に向けての目標を絞った取組について、具体的にどのようなことを検討しているのか問う。</p>	<p>長浜市が考える学力については、次の2点で捉えている。</p> <p>1つ目は、容易に答えが出ない問題、様々な答えが想定される問題、答えにたどり着くまでの過程が重要な問題等を解く21世紀型学力である。その学力を測る指標として全国学力・学習状況調査を活用している。</p> <p>2つ目は、全ての学習活動の根本となる基礎学力である。今後は基礎学力を測る対象を大きく拡大し、経年変化を見ていくことで、各学校での学力向上に努めていきたいと考えている。</p> <p>一方、学力は個々のものであり、個に応じた学力支援策をさらに充実させていきたい。</p> <p>今年度小学校では全体で見ると前回の上昇傾向から下降に転じている。しかしながら、学校の実態を個々に見ていくと、これまで低位にあった状態から非常に伸びを示している学校も見られる。</p> <p>市内一律の施策は、効果が期待できないため学校の状況に応じた支援策の充実を図っていきたい。</p> <p>全ての学習活動の土台は、国語力であると考えている。国語力については、就学時点でことばの習得に格差があると認識しており、昨年度より小学校1年生を対象とした「ひらがな調査」と聴覚法を取り入れた「ひらがなの読み書きプログラム」に試験的に取り組んでいる。今年度はその対象を全小学校1年生に拡大して実施している。また、次年度からは就学時点での学力格差に着目し、「ことば」の習得状況についても調査を行うことで、幼小の一貫した学力向上対策に役立てていきたいと考えている。</p> <p>もとより学校本来の姿は、個々の学力の状態を的確に把握し改善に努める営みを永久に続けることであると認識している。</p>	教育長	教育指導課
	(再問) 国語、算数・数学は積み上げの科目	今年度の学力・学習状況調査の結果を受け、県や市で対応を一律に行うことより、各学校ごと	教育長	教育指導課

	<p>であり、急に伸びるものではないと考える。長い期間をもって、伸びたか伸びていないか判断すべきである。また、各学校で格差が出ているのであれば、良い学校はどうか、伸びがない学校はどうか、伸びがないのかを分析しているのか問う。</p>	<p>に、1年生から6年生までの経年の中で、子どもたちが小学校でどのような学びを実施してきたのか検証する必要があると考えている。基礎学力が比較的不足している子どもが多い学校と、基礎学力がついている子どもが多い学校との差が徐々に始めている。</p> <p>基礎学力が比較的不足している子どもが多い学校については、課題に焦点を当てた支援策を講じていく必要がある。市内の小学校全てで一律の対応をしていては、効率が悪いと考える。基本的には各校で、どのような支援をすれば子どもたちの学力の向上につなげることができるのか、現在議論をしている。</p>		
藤井 登	<p>全国学力・学習状況調査の「生活習慣や学習環境等に関する調査」結果を、具体的な形で施策に反映させるための、効果的な取組、具体的な施策として、どのようなことを検討しているのか問う。</p>	<p>本市の児童生徒は、全国と比べて「自ら主体的に取り組む姿勢」に弱点があると認識しており、特に休日の学習時間の不足として顕著に表れていると考える。</p> <p>そこで、ICTの端末を活用することで、より個人の習熟度に応じた学習や、様々な答えの導き方がある課題等に取り組むなど、家庭学習の内容を工夫する必要があると考える。</p> <p>今後については、基礎学力が十分に身につけていない学校に対し、放課後や長期休業等を活用した具体的な学力支援策を検討していきたい。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 主体的な取組として、自主学習ノートを児童生徒に取り組ませる際、先生の一言で取組の内容が変わってしまうことがあると思う。</p> <p>自分で考えて自主学習ノートに取り組むことが主体性だと思うが、当局の考えについて問う。</p>	<p>自主学習ができない子どもたちは、自主学習ノートに漢字を繰り返し書くという勉強になってしまいがちである。</p> <p>家庭学習については、端末を持ち帰り、現在試験的に導入している、学習支援教育ソフトを活用することで個々の習熟度に応じた学習を提供できると考える。この学習支援教育ソフトは、算数科や数学科では非常に効果的であるという報告を受けている。</p> <p>また、どの子どもにも同じ宿題・課題を出すという方式自体が、大きな再考の時期に来ており、学校で工夫していくべきである。すでに、取組を実施している学校があるため、その結果等を把握した上で、各校に対する指導に努めていきたい。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再々問) 生活習慣や学習環境を整えることで、自然と学力が向上</p>	<p>「教師の指導力」と言っても、先生の言葉に耳を傾けない状態で、良い授業や工夫した授業を行っても、あまり意味はない。まずは、「あの先生の話</p>	教育長	教育指導課

	<p>するものとする。</p> <p>先生だけでなく保護者や地域の方の見守りも必要だと思うが、その点について意見を問う。</p>	<p>は聞かなければならない」「あの先生が好きだから先生の教科は頑張る」という思いを引き出す教師の魅力、指導力の向上を高めることで、生活上の様々な問題に対する指導が子どもたちに浸透するのではないかと考えている。長い目で積み上げていきたいと考える。</p>		
藤井 登	<p>労働時間の削減、新たな教育体系の整備に伴い、教員の勤務時間の制約が厳しくなっている。</p> <p>さらに、点数や偏差値では測ることのできない「非認知能力」の養成が必要となるなど、教員一人ひとりに大きな負荷がかかっている。</p> <p>教育改革と働き方改革について、どのように両立させるのか問う。</p>	<p>教育は、大きな転換期を迎えていると認識しており、教員の負担の増加も懸念している。</p> <p>働き方改革に関しては、教職員の事務的負担の軽減を図るような校務支援システムを本年度より市内の小中学校に導入した。更に、次年度からは就学前にも取り入れ、事務量の軽減化に取り組んでまいるところである。</p> <p>また、教職員の研修会の持ち方や内容、市教委主催の会議等に関しても、精選化、ならびに、簡略化を現在図っているところである。</p> <p>他方、教員自身も仕事に対して働き方改革を自ら考えていくということが大切であると考えている。その一環として、教職員自らが出退勤時間、または、残業の中身等について、十分把握し、検証し、改善できるようなシステムも現在導入に向けて調査研究を行っているところである。</p> <p>教職員の働き方改革は、あくまでも子どもの教育を中心に据えたものである。そのことを念頭におき、より一層子どもにとって有効で有益となるような取組を推進していきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 先生方の負担を増やすのではなく、子どもと向き合う時間をつくるのが1番大切である。</p> <p>更なる先生方へのサポートシステムを充実させる必要があると思うが、サポート体制の拡充についての考えを問う。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の一環として、昨年度、学校にサポート支援員等が配置された。</p> <p>うまく活用している学校等については、今後も引き続き、人員の配置を継続していきたい。</p> <p>他方、テストの採点などは、先生が子ども一人ひとりの顔を思い浮かべながらしてこそ、子どもがどこでつまづいているのか、頑張っているのか、ここができていない、同じXをつけるにしても、1行しか書けなかった子どもが2行書いている、といった気づきを得ることで、子どもたちのやる気につながると思う。</p> <p>サポート支援員等に頼ることと、先生自身がすべきことの線引きをした上で、先生方の業務量の軽減化を図るためのサポート支援員や物理的な業務量の軽減化に努めていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課

<p>藤井 登</p>	<p>対話的な学びについて、本質を理解することが大切である。</p> <p>授業のまとめや発表に主眼を置きすぎるあまり「協働的」で留まっているケースが多々あるように思われる。</p> <p>グループで力を合わせて発表するだけでは、協働の枠の中に留まってしまい、対話的な学びとはいえない。</p> <p>そこで、教育現場の先生方が協働的から対話的に授業を移行されているのか、また、アクティブラーニングの課題や問題点について問う。</p>	<p>現在、各学校において、話し合い活動の中など、必要に応じて「主体的・対話的な学び」の要素・視点を取り入れている。</p> <p>アクティブラーニングの授業の実施には、基礎的な学力が付いていること、学習内容について一定の予習が必要であると考え。従来の学び方である「学校で新しい知識・内容を学び、家で復習をする」学び方ではなく、「予習をして授業に臨む」学び方への転換が大きな課題と考えている。</p> <p>各学校の実態に応じ、効果があると思われる教科・単元等でアクティブラーニングを実践し、話し合いを通じて学習を行う中で、学びを深め、広げていくような取組を進め、学びに向かう力を育成することが大切と考える。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>
	<p>(再問) 子どもの家庭環境は様々のため、その子どもにとってベストな回答をすることは難しいと考える。ベストよりベター、一番良いことを目指すことよりも、より良いことを目指していくことであれば、即実践につながれると思う。より良いことをするという感覚で、試行錯誤すべきであると思うが、当局の考えについて問う。</p>	<p>教育行政施策についても学校の教育活動についても、全て完璧な形を作り上げてから実践するのではなく、実践する中で試行錯誤を繰り返し、完璧な形に近づけていくことが大事であると思う。今、「手立て」が必要な子どもたちに、今、「手立て」を、という発想で取り組んでいきたい。</p> <p>教育行政施策についても、3年後5年後を睨んだ施策も重要であるが、今、困っている子どもがいれば、即「手立て」を実践するという感覚で取り組む必要があると思う。様々な角度から、ご指摘、ご指導を仰ぎながら、今後も取り組んでいきたいと考えている。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>
<p>藤井 登</p>	<p>読み解く力を身につけるだけでは、他人の考えを理解するだけに留まってしまう。</p> <p>他人の考えを理解し</p>	<p>他人の考えを理解し、自分の考えと比較した上で、自分の意見を伝える力を育むことは、子どもたちが社会でたくましく生きていくために、非常に重要であると考えている。</p> <p>本市においても、他人の考えを理解する力を育</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>

	<p>た上で、自分の考えと比較する力を身につける必要があると考えるが、当局の見解を問う。</p>	<p>むために、一つの事象に対して多角的に考察しようとする姿勢を様々な学習活動の中で養っているところである。この姿勢が養われれば、情報を見極め比較する中で、自分の考えを形成し発信することができるようになると考えている。</p> <p>そのためにも、これまでの取組を検証し対策を講じることで、子どもたちの学びをさらに深めていきたい。</p>		
	<p>(再問) 学校は、子どもたちを社会に送るための訓練の場であると考え。</p> <p>自分の考えを正しく論理的に相手に伝えることは、時間をかけて取り組むべき大切なことと考えるが、当局の見解を問う。</p>	<p>自分の考えを他人に伝えるためには、伝える手段である言葉の力を養わなければならない。頭で考えていても、言葉の量が不足していると、行動で伝えるしかなくなってしまう。これがマイナスの結果として表れるのが、小学校の低学年等のすぐ怒ってしまうといった行動であると捉えている。</p> <p>このことを客観的なデータに基づかず対策を考えるのではなく、就学前の段階から言葉の量がどれくらい増えているかを経年変化で把握する予定である。小学校1年生で実施している「ひらがな調査」も同様である。大体の文字が読んで書けるかではなく、正確に書けるかを把握することが子どもたちの指導の出発点であると考えている。このような取組を進める中で、最終的に義務教育を終えて高等教育ならびに社会に出ていったときに、子どもたちがよりよき社会の形成者となるような土台を築き上げることが最終的な目標である。</p>	教育長	教育指導課
藤井 登	<p>近親者をがんで亡くされた生徒への対応について相談を受けた。</p> <p>内容は、「がん教育についての出前授業を欠席する予定だった生徒が急遽出席することになったが、その生徒に配慮した講演内容に変更できず対応に苦慮した」というものである。</p> <p>このような状況への対応について当局の見</p>	<p>がん教育において、専門的な知識を有する講師の授業や、がんを乗り越えられた方のお話は大変有意義なものであり、外部講師のみなさまには感謝している。</p> <p>学校には様々な背景を持つ児童生徒が在籍している。配慮が必要な授業については、児童生徒の状況を考慮しつつ、出席するかどうかは本人や保護者の意向を尊重して対応している。</p> <p>出席する児童生徒の状況を十分に確認するなど、可能な限り個別の配慮をしながら、それぞれのケースに応じて対応していくことが必要だと考える。</p> <p>今後も関係機関や学校との連携を密にし、授業内容や進め方、留意点などを確認し、がん教育の推</p>	教育長	すこやか教育推進課

	解を問う。  (再問) 出前授業をしている学校は全国で多数あるが、医師とがん経験者がペアで出前授業を行っている地域は少ない。  出前授業について、長浜市の中学校ではほぼ行っているが、小学校においても重要だと考える。当局の意見を問う。	進に努めていきたい。  発達段階に応じた学習は大事だと考えている。小学校においても取り入れていきたい。	教育長	すこやか教育推進課
	(再々問) 継続することが大事だと考えている。また、生の声を聴くことも大事だと考えている。当局の意見を問う。	各学校において、取組が継続できるよう、校長をはじめ、各学校に伝えていきたい。	教育長	すこやか教育推進課
藤井 登	コロナ禍において、担任を持っていない先生が、学校に行きたくない児童生徒のオンライン授業に一役買うなど、教育現場の変化が生じている。  教員同士のコミュニケーションを普段より欠かさないようにすることが重要であると言われている。  教育現場は今後も大きく変わっていくと考えるが、当局の見解を問う。	新型コロナウイルス感染症によって今までの学校生活が一変し、新しい生活様式になっている。  本市における遠隔授業システムの導入について、コロナ禍以前は、学校に適応しづらい子どもたちの選択肢の一つとして活用できないか考えていた。  現在は、各学校において、全ての子どもたちを対象にオンライン授業を行えるかどうかの確認をしているところである。  義務教育段階の子どもの学習形態としては、オンライン授業はあくまで緊急避難的な学習形態であると認識しているが、長期休業中の子どもたちの確認等でオンラインの手法を活用できないか、各学校で取組を進めているところである。	教育長	教育指導課
	(再問) オンラインの授業が補助的な役割であることは理解できるが、学校に行けない子どもにとっては、補助的な役割だけでは不十	教室での勉強、家での勉強、塾での勉強、家庭教師がついての勉強など、それぞれが学習形態の一つである。選択肢を可能な限り多く持ち、学校に適応しづらい子どもたちが、選択肢の中から主体的に選ぶことができる体制を早急に整えたいという思いがある。これは、これまでの学校に行け	教育長	教育指導課

	<p>分であると思う。</p> <p>補助的な役割のみであると考えているならば、学校に行けない子どもたちが悲しむと思う。様々な役割もあると考えるが、当局の考えについて問う。</p>	<p>ない子どもたちへの対応の最終目標が教室復帰、学校復帰ということだけでは問題は解決しないと考えるからである。</p> <p>様々な方法があつてよいということを定着させ、子どもたち自身、または保護者の皆様、そして対応している担任の先生方の心理的な疲労の解消につながればという思いを持っている。次年度からも一層力を入れて取り組んでいきたい。</p>		
高山 亨	<p>化学物質過敏症の子どもの患者が増えている。</p> <p>教育現場にも様々なにおいが充満しているため、体調を崩すことなどが考えられる。</p> <p>子どもの健康被害についても対策を考えるべきである。</p> <p>学校での保健教育に化学物質過敏症について取り入れるなど、教育現場で対応可能な取組について問う。</p>	<p>現在、柔軟剤などのにおいにより健康被害を訴えている児童生徒は報告されていないが、啓発ポスターの掲示などにより、化学物質過敏症の症状の周知を図っているところである。</p> <p>また、児童生徒や保護者の理解が深まるよう、においの感じ方には個人差があることや、健康被害に関して周囲の認識や配慮が必要であることなどについて、様々な機会を通じた啓発を推進していきたい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 野洲市は教育長名で文書を出している。全ての保護者へ伝えるためには文書がよいと思うが、可能か。</p>	<p>議員の意見や国の指針なども踏まえて効果的な啓発を考えていきたい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
柴田 光男	<p>政治や選挙への関心を高めるために、授業の中に取り入れられた主権者教育について、他市においては、特別活動等で政治意識向上を高めている状況である。</p> <p>本市における主権者教育の取組と課題について問う。</p>	<p>主権者教育については、全教育活動を通じて、身近な課題を主体的に捉え、判断し、行動できる子どもを育成することが真のねらいであると認識している。</p> <p>その上で、児童会や生徒会活動を通じて、自らが主体的に学校生活の改善に取り組む姿勢を養う経験を積むことが大切である。具体的には、各学校において、学級会や生徒総会を児童生徒が企画・運営することで自治の力を育んでいる。</p> <p>また、生徒会役員選挙の際には、立候補者・応援者それぞれ選挙の意義やその重要性を認識することを指導すること、市役所や県庁を訪問し議場の見学を行うこと、社会科の学習で市役所総務課か</p>	教育長	教育指導課

		<p>らの出前授業として「選挙出前講座」を行うこと等を通して、選挙が民主主義を支える重要な手段であることを指導しているところである。</p> <p>今後さらに、子どもたちがより主体的に取り組める児童会や生徒会活動を推進し、主権者としての自覚を持たせる機会へとつなげていきたい。</p>		
	<p>(再問) 主権者教育に関する家庭や地域との具体的な連携の例や、PTAや学校と連携した親子行事について問う。</p>	<p>例えば、生徒会役員選挙の際に、実際の投票箱を市の選挙管理委員会から借り、実際の選挙と同じような手順で投票を行う等の取組を実施している。</p> <p>PTA等との取組に関しては、様々な活動を通して、大人の姿を見せる機会、大人と一緒に活動する機会が非常に重要であり、環境美化活動や登下校の朝夕のスクールガードの活動、あいさつ運動での活動を通じて、子どもたちに求められる姿勢が養われていくと認識している。</p>	教育長	教育指導課
柴田 光男	<p>インターネットの普及により、得られる情報量は増大している。適切かつ必要な情報を主体的に選択し、活用できる人間形成がICT教育の1つである。</p> <p>ICT教育は、教師と生徒の双方向型のアクティブラーニング授業を主体として行うため、自主性、考える力、発想力を鍛えることができる。</p> <p>本市はGIGAスクール構想を推進し、ICT教育の環境の整備は進んだものの、課題は多くあると考える。今後の取組について問う。</p>	<p>一人一台端末が導入され、各学校において、授業の中で日常的にICT教育機器を活用するという導入当初の目標は達成している。</p> <p>活用の中で見えてきた課題は、子どもが自ら学び問題解決を図る授業の中で、一人一台端末の利点をどのように活かしていくかである。この点に関して現在、各学校で多くの教員が効果的な活用を試行錯誤、模索しているところである。</p> <p>今後の取組としては、従来から培ってきた指導技術といった不易の部分も大切にしつつ、ICTの強みである個の習熟度に応じた学習や、子どもの考えを可視化し瞬時に共有することができる全員参加型授業の充実を図りたい。</p> <p>また、各学校における効果的な事例を市内に広げることで授業改善を進め、全ての子ども達に質の高い教育の改善に向けて取り組む所存である。</p>	教育長	教育改革推進室
	<p>(再問) ICT教育の環境はかなり整ったが、指導する教員のスキルに個人差があることが問題である。</p>	<p>学校の状況として、市内の大中規模小学校の教員の平均年齢が30代半ばである。ICT教育機器に順応性がある若手の教員が主体となっている。</p> <p>50代の教員はこれまでに培ってきた教育技術、方法をもとにした従来の指導があるが、ICT教育</p>	教育長	教育改革推進室

	<p>先生が ICT 教育機器を使いこなせていないのではないかという指摘もあるが長浜市の現状について問う。</p>	<p>機器の導入に伴い、ベテランが若手に教えを乞うという姿を見ることができている。よい意味で学校の活性化につながればよいと考える。</p> <p>各校長からは、ICT 教育機器を使うことが目的ではなく、使うことによって今まで達成できなかった子どもたちへの教育効果が出てくることに重点を置いており、取組を進めていきたいとの話もあった。</p> <p>短期間で効果を上げることは難しいとは思いますが、他市町・全国的に良い取組があれば、教員への研修の機会を持ち、教員の資質向上を図っていききたいと考える。</p>		
	<p>(再々問) 新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の仕事が増えている。また業務量の多さもあり、試験問題の作成や採点などを自宅に持ち込んで行っているのが現状である。</p> <p>ICT 教育の中で、補助する外部的な指導者を取り入れることにより、教員の負担が軽減され、子どもたちに行き届いた ICT 教育ができると考えるが見解を問う。</p>	<p>長浜市教育委員会としては、年度当初から ICT 支援員を雇用し、相談・指導・研修に活用している。</p> <p>今後は学校の外部のお力を活用していくことは、各校で想定内であると思う。各校にて十分考え実行されるように指導していきたい。</p>	教育長	教育改革推進室
佐金 利幸	<p>千葉県八街市において発生した事故を受け実施した通学路の点検について、本市として県、国に報告した内容があったのか問う。</p>	<p>国からの指示に基づき、10月に合同点検を実施している。この点検については、県から点検実施報告の依頼があり、例年どおり6月に実施した合同点検の結果とあわせて、小学校の通学路における危険箇所として22箇所を県に報告している。</p> <p>なお、内訳については6月の合同点検によるものが12箇所、10月の合同点検によるものが10箇所である。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
丹生 隆明	<p>余呉小中学校の除草作業において、急傾斜地での草刈り機を使用した作業を行ってお</p>	<p>余呉小中学校の除草作業に保護者・地域の皆様のご協力いただいているご厚意に感謝申しあげ</p> <p>る。</p> <p>各学校の校地内の除草作業の実施に関しては基</p>	教育部長	教育総務課

	り、危険性が高いと保護者から聞いているが、当局の見解を問う。	本的に各学校に委ねているが、余呉小中学校の急傾斜地など、危険を伴う恐れがある箇所については、現状を確認のうえ、専門の業者に委託するなどの対応を図っていききたい。 一方、限られた予算の中で選択と集中により教育の充実を図っていくために、学校関係者や地域の方々のお力添えも不可欠であるため、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。		
丹生 隆明	他の学校における危険作業事例とその対応について問う。	これまで、各学校から危険作業の事例の報告は受けていないが、そのような事例があれば、現状を確認し、専門業者への委託などを検討していききたい。	教育部長	教育総務課
丹生 隆明	新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に観光客が減少している。 旧七尾小学校を「長浜浪漫ビール株式会社」へ10年間無償貸与されているが、利活用状況について、市としてどのように確認されているのか問う。	長浜浪漫ビール株式会社様は、旧七尾小学校において、ウイスキー樽の貯蔵庫を主たる目的として、将来的には体験教室などの実施を計画されている。 現在は計画に則りウイスキー樽を貯蔵、熟成されているところであり、集客性のある事業は行われていない。 教育委員会としては、施設管理者の立場から、事業者様の施設の使い方に関する問い合わせに対応しているところである。 体験教室等の新たな事業の展開については、事業者様が主体となって進めるべきものと考えているが、事業実施にあたり相談があった際には、しかるべき部署で対応させていただくものと考えている。	教育部長	教育総務課
丹生 隆明	現在、高月地域に長浜北部学校給食センターが開設され、新拠点として展開されているが、旧木之本学校給食センター施設については、施設が残ったままである。 施設の竣工から約20年弱の施設であることから、有効活用できることが考えられるが、利活用についてどのように考えるのか問う。	旧木之本学校給食センターについては、長浜北部学校給食センターの開設に伴い、平成30年に施設の用途廃止を行っており、現在は、木之本インターチェンジに近い立地を活かした新たな活用の可能性を模索しているところである。 しかし、当施設は建設に際し国から補助金を受けており、建物処分制限期間が約8年残っているため、活用にあたっては一定の制約がかかることになる。 また、建物が給食施設として特殊な構造であることから、具体的な活用の見通しは立っていない。 今後も関係部署との情報共有や連携を図り、有効な活用に繋がるよう、引き続き検討を進めてい	教育部長	すこやか教育推進課

		きたい。		
丹生 隆明	旧西浅井学校給食センターについても、有効活用について、市としてどのような考えであるのか問う。	旧西浅井学校給食センターについては、旧木之本学校給食センターと同様に、補助金に伴う建物処分制限期間が約9年残っていることから、現時点で具体的な活用の見通しは立っていないが、引き続き検討を進めていきたい。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
鬼頭 明男	平成30年第4回定例会で質問した小学生のランドセルについて、本市は文部科学省の通知前からも、家庭学習に使わないものは学校に置いて帰るなど、各学校の判断に任されているとのことであった。 その後の各学校の取組について問う。	各学校では、家庭学習で使わないものは学校に置いて帰るほか、時間割を工夫し教科書や学習用具が多い教科が重ならないようにしたり、習字セットや絵の具セット、裁縫セットなどについては学期末まで置いたりするよう、指導しているところである。 児童のカバンの重さへの配慮については、保護者の意見を聞く中で、通学の負担や身体の健やかな発達に影響が生じないように、引き続き配慮していきたいと考えている。	教育部 長	教育指導 課
	(再問)月曜日に持っていくときに「重たい」という声を聞く。様々な工夫をされているが、よい所を参考にすることは大切だと思う。 各学校でよい所を共有する場はあるのかを問う。	重くなるものは、辞書、資料のファイル、セットの教材、iPadの端末などである。カバンの重さが身体の負担にならないよう、それぞれの置き場所を確保し、学校に置いておくといった学校ごとの工夫のもと対策をしている。	教育部 長	教育指導 課
鬼頭 明男	小学生のランドセル等の身体への影響について、以前質問した際は、腰痛に悩んでいるケースはほとんど見られず、現在のところ大きな問題との認識はないとのことであったが、全国では心の不調を訴える事例もある。 心配される小学生の身体への影響の現在の状況について問う。	通学時に携帯する物によっては、ランドセル等が重たいという子どもの声は聞かれるが、身体への影響や心の不調を訴えるケースはみられず、現時点では、大きな問題として認識していない。	教育部 長	教育指導 課

	<p>(再問) 問題がなければよいが、調査をしたが問題がなかったという結果が欲しい。調査をしなければ気づかないこともあると思う。</p> <p>全員に調査をすることで声を聞いてほしいと思うがいかがか。</p>	<p>11月末までに、各学校、児童、保護者に聞き取り等で調査を続けている。その中で重いという子どもの声もある。保護者が心配されてランドセル、ランリュックの肩あての部分に布を巻く配慮を家庭でされている。</p> <p>聞き取りの調査をもとに配慮をし、学校に指導しているので、ご理解いただきたい。</p>	教育部長	教育指導課
中畠 康雄	<p>最近“選べる制服”の認知が高まっている。快適な学校生活を過ごすために、制服にはどのような役割があるのか。</p> <p>望まぬ制服の着用に悩む生徒の存在が制服の在り方に変化を生み出している。</p> <p>制服については、各中学校の裁量に任せているとのことであったが、近隣府県や文部科学省の通達を踏まえ、当局としての問題意識や見解と解決方法について問う。</p>	<p>学校の制服は、華美を避け、流行にとらわれずに学業に集中して臨み、かつ経済的な面の配慮となる他、自分の学校への帰属意識を高めるなどの役割を果たしてきている。</p> <p>近年、男女の社会的・文化的な区別をやめようという考え方、いわゆるジェンダーレスや、性的少数者の人たちの人権を守り理解しようという考えが浸透してきている。市内の学校における制服の見直しについても一人ひとりを大切にするという視点で、多様性に対応する取組が進んでいる。</p> <p>12校ある中学校、義務教育学校では、既に変更をした、変更することが決まっている学校が8校、現在検討中である学校が4校と、全ての学校で取組を進めている。</p> <p>制服の採用については、生徒や保護者、地域の理解を得ながら進めていく必要があることから、各学校の取組に委ねてきたが、性的少数者に関する理解促進等も踏まえたうえで、様々な多様性に気づき、尊重する資質や力を養う一助とするよう、指導、助言をしていきたい。</p>	教育長	教育指導課
矢守 昭男	<p>家族の介護やケアを担う子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」を取り巻く環境の課題を解決するため、全国各地で支援などの様々な動きが始まっている。</p> <p>ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉部門だけでなく、教育委員会も関係する必要</p>	<p>ヤングケアラーについては、課題が表面化しにくく、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことが難しい現状がある。したがって、不適切な養育環境におかれた子どもたちは、学校生活のみならず社会生活を送る上でも様々な支障をきたし、時には大きな事件に巻き込まれてしまう例もあると認識している。</p> <p>教育委員会としては、そのような子どもたちを早期に発見・把握し、適切な支援を行っていく必要があると考えている。</p> <p>学校においては、教職員が早期に課題を把握する目を持ち、子どもの許容範囲を超えていないか</p>	教育部長	教育指導課

	<p>がある。</p> <p>様々な課題や対応にあたっては、行政の縦割りを越えた取組が求められるが、ヤングケアラーについてどのような認識なのか問う。</p>	<p>等、様々な手段を通じて家庭での状況をつかむ必要があると考えている。</p> <p>そうした情報をもとに、子どもたちが相談しやすい体制を整えるなど、早期に支援策の推進を図ることが大事であると認識している。</p>		
矢守 昭男	<p>第3期長浜市地域福祉計画で基本理念として掲げる「多様性を尊重し 地域の絆で ともに育み支え合い 安心して暮らせるまち長浜」を実現するためには、ヤングケアラーへの支援が必要であると考える。</p> <p>ヤングケアラーへの支援には、保護司、学校の先生、PTA関係者等と連携を深める必要があるが、どのように連携を深めていくのか、また、市としての具体的な支援内容について問う。</p>	<p>(教育委員会分) 子どもと毎日出会う場である学校において、校内の体制として、担任だけでなく、職員全体でそのサインを見逃さないことが大切であるとする。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなども、支援チームの一員として加え、必要に応じて他の機関の協力を得る必要がある。</p> <p>また、各学校において子どもへの対応が迅速かつ適切に行えるよう、指導・支援に努めるとともに、長浜市の子どもを守るネットワーク体制の一員として、子育て支援課 家庭児童相談室を窓口としながら、ケースに応じて福祉や他の関係機関との十分な連携を図っていきたい。</p>	教育部長	教育指導課
竹本 直隆	<p>学校や地域、行政が一体になって子どもの学力向上に取り組むことは重要なことである。学力向上のために、どのような改善をしていくのか。</p> <p>毎年、全国学力・学習状況調査の結果が全国平均と差が生じているため、取組が根本的に違っているのではないかと思う。その点について教育長の見解を問う。</p>	<p>全国学力・学習状況調査の近年の結果を見ると、小学校では全国との差が縮まりつつあった。しかし、今年度については、差が開くという現実に関しては、単年度のみでの分析では不十分であるとする。子どもたちが入学してからの学力の推移を詳細に見取った上で対策を考えていかなければ、国語といった学習活動の基幹となる教科の学力向上にはつながらない。</p> <p>そのために、客観的な指標を持つことが必要だと強く感じている。客観的な指標とは、長浜市だけの指標ではなく、全国と比較をした上で対応する必要がある。これを基礎学力向上の一つのポイントとして取り組みたいと考えている。</p> <p>しかし、学力向上については、短期間で成果に</p>	教育長	教育指導課

		<p>結び付きにくい面もある。様々な教育活動があるが、中心となるのは教科学習であると思う。子どもたちの力をつけ、伸ばしていくことは、全国学力・学習状況調査の有無に関係なく、学校の使命である。客観的な指標をもち、学校や教育委員会がそれぞれの立場で取り組み、その結果を保護者や地域の方に知らせていくサイクルをしっかりと作り上げなければ効果は上がらないという認識である。</p> <p>また、3年前より、「未来をになう長浜っ子」育成プロジェクトを立ち上げ、この問題に正面から向き合っている。ワーキング会議の委員には、20代、30代の各校の最前線で子どもたちの指導に当たっている先生方をお願いしている。プロジェクトの初年度は15名だったが、今年度は、この会議で勉強したいという先生が多くおられたので、35名、全小・中・義務教育学校から出ていただくことになった。会議の効率化のため、16のグループに分け、どうすれば子どもの学力を向上させることができるのかについて、話し合ってもらっている。子どもたちに授業をする先生方の目を見ていただく取組を積み上げているところである。</p> <p>さらに懇話会という組織もある。懇話会は、子どもたちに接しておられる民間の方に入っていたき、学校外の目線から取組について見ていただいている。先日も、ワーキンググループの先生方と懇話会の委員の皆様で会議を開催した。</p> <p>学力が全国トップレベルの福井県では、特別なことはしていない。しかし、大事にして残していかなければならない教員文化、教育文化はしっかり残っている。これは、学校同士の横のつながりを作らなければならないということであると考え。北部の小学校では1学年1学級の学校がある。同じ学年を指導している先生が学校内にいないということは、先生は不安に思う部分がある。近隣の学校でタッグを組み、子どもたちに力をつけ、伸ばしていく取組を実践すれば効率が上がるのではないかと考える。このような取組を通じて、飛躍のきっかけにしたいという思いである。</p>		
--	--	--	--	--